

令和8年度 結婚新生活支援事業



瀬戸内町は結婚にともなう新生活を応援いたします

結婚新生活支援事業

(今年度より動画視聴が必須となります)

婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引っ越し費用等の一部を支援

対象 ※国の交付条件と同じです

- ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・ 世帯の所得が500万円未満
- ・ 2026年1月1日～2027年3月31日に新規に婚姻した夫婦

給付金額

夫婦ともに29歳以下 1世帯あたり60万円
夫婦ともに39歳以下 1世帯あたり30万円 を上限に交付

必要書類

- ・ 夫婦に住民票の写し
- ・ 夫婦の記載のある戸籍謄本(戸籍全事項証明書)
- ・ 夫婦の前年度の所得証明書(令和7年1月～12月分)
- ・ 夫婦の町税等納税証明書
- ・ 新居の家賃、引っ越し費用等に掛かる領収書
- ・ 結婚新生活支援事業に関するアンケート
(婚姻届け提出時に町民税務課窓口にて渡します。)